

食品中の放射性物質の基準値を設定へ



厚生労働省は 12 月 27 日、食品中の放射性物質に係る基準値の設定について、放射線審議会に諮問しました。そこで、下記の関係省令、告示の一部を改正することになります。

- ①乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号)
- ②食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)

改正内容としては、放射性セシウム(セシウム 134 及びセシウム 137 の総和の量)について、以下のとおり基準値が設定されています。

食品区分	含まれる食品の範囲	新基準値	暫定規制値
飲料水	ミネラルウォーター類 (水のみを原料とする清涼飲料水)	10Bq/kg	200 Bq/kg
	飲用茶 (茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶)		
牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 (昭和 26 年厚生省令第 52 号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50Bq/kg	200 Bq/kg
乳児用食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50Bq/kg	新設
一般食品	上記以外の食品	100Bq/kg	500Bq/kg

新基準値の施行日は、平成 24 年 4 月 1 日に設定していますが、準備期間が必要な食品については経過措置期間が設定される予定です(コメと牛肉は平成 24 年 9 月 30 日まで、大豆は同 12 月 31 日まで)。

なお、基準値への適合の確認するための放射性物質の試験方法については、施行通知で示しています。

当社は、これらの食品中の放射性物質の分析が可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011 年 12 月 27 日付 厚生労働省発食安 1227 第 1 号

環境分析部 白亜力

放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに 8 月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。

